

子どものための教育・保育給付認定申請書(1号認定用)
子育てのための施設等利用給付認定申請書(2号・3号認定用)

神戸市長 宛

年 月 日

子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者として、以下の事項に同意の上、認定を次のとおり申請します。
教育・保育給付認定、施設等利用給付認定の審査に当たって、神戸市が必要とする文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
認定の審査・副食費免除の判定のために保護者及び扶養義務者の市県民税等課税状況や、世帯員の住民基本台帳の情報について、神戸市が確認・閲覧します。
適切な教育・保育サービスを提供するため、児童の状況について、特定教育・保育施設などと神戸市が情報共有することに同意します。
新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
申請内容が事実と相違した場合は、認定を取り消すことがあります。
申請後に必要な書類の提出がない場合、認定を取り消すことがあります。
一以下、施設等利用給付認定における同意事項一
申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

全
員
記
入

①保護者(申請者) フリガナ 氏名 電話番号 現住所 前住所あるいは転居予定先 子どもの続柄 生年月日 性別 利用を希望する期間 利用が内定している施設名

②認定子ども フリガナ 氏名 性別 生年月日 利用を希望する期間 施設等利用給付認定(新2・3号)は、原則申請の受領日以降の認定となります。

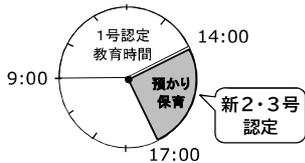
③世帯の状況 世帯員氏名・フリガナ 子どもの続柄 性別 生年月日 同居・別居 ※備考

④祖父母の状況 続柄 氏名 生年月日 住 所 就労状況(勤務先)

該当の方のみ記入 預かり保育の利用を希望する方

※預かり保育を利用しない方、預かり保育の利用を希望するが施設等利用費の給付を受けない方は記入不要

【預かり保育(一例)】



預かり保育の利用を希望し、無償化の対象となる施設等利用費の給付を受けるためには、「施設等利用給付認定(新2・3号認定)」が必要です。

新2・3号認定の対象かどうか確認します。以下、該当の□にチェックしてください。

- 1 施設等利用費の給付対象に該当しますか。(①、②どちらにもあてはまらない場合は対象外です)
□ ①利用希望日には3歳児以上のクラスに入園しています。
□ ②3歳になった日から最初の3月31日までにある子どもで、非課税世帯です。
※ ②で対象外の方は3歳児クラスに上がる際に、新2号認定を忘れずに申請してください。

2 上記①、②いずれかに該当する場合、「保育を必要とする理由」があるか確認します。下表「保育を必要とする理由」のいずれかに父母両方が該当しますか。該当の場合は、該当の□にチェックのうえ、裏面に記載の「必要書類」の該当箇所をチェックしてください。

保育を必要とする理由	父	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他()
	母	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 就学

3 上記「1」「2」に該当する場合、以下を希望することが可能です。希望の場合は□にチェックしてください。

- 預かり保育を利用し、預かり保育部分の施設等利用費の無償化給付を受けることを希望します。(新2・3号認定の申請をします)

※審査の結果、施設等利用給付認定(新2・3号)を受けることができない場合があります。

【保育の必要性を証明する書類一覧】

父母それぞれ、該当書類の□にチェックを入れ、書類を添付してください。

保育を必要とする事由（父母それぞれ）		必要書類・添付書類	父	母
就労	雇用主がある・法人の代表者 （会社員・パート・派遣社員等）	□就労証明書★ ※就労先事業者等に無断で作成し、または改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。	□	□
	自営業の方 （自営手伝いを含む）	□就労証明書★ □タイムスケジュール★ □自営業の内容のわかる資料（最新年度の確定申告書（第一表）、開業届、営業許可証、登記簿謄本、請負契約書業務委託契約書、納品書、請求書のコピー、事業所の名称・代表者氏名・所在地・内容がわかるパンフレットやホームページのコピーなど）	□	□
	内職の方	□就労証明書★ □タイムスケジュール★ □内職の内容のわかる資料（委託契約書、発注書、委託費振込通知書のコピーなど）	□	□
妊娠・出産 （産前産後各8週の期間内）		□母子健康手帳のコピー ①交付日、②分娩（出産）予定日、③受診実績が記載されているページをコピーしてください。	□	□
保護者の疾病・障がい	疾病の方	□「保育ができない」旨が記載された診断書（神戸市指定様式）★	□	□
	障がいの方	□身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等のコピー	□	□
親族の介護・看護		□介護・看護状況申告書★ □タイムスケジュール★ 【介護の場合】 □障害者手帳や介護保険被保険者証のコピーなど 【看護の場合】 □診断書の写し（指定様式なし） 【施設通所付添の場合】 □在学・通所証明等利用状況が確認できるもの	□	□
災害復旧		□利用・継続に関する申立書★ □り災証明書	□	□
求職活動	就労内定の方	* 上記「就労」欄の書類	□	□
	求職活動中の方	□誓約書兼求職活動報告書★ * 月64時間に満たない就労実績がある場合、加えて上記「就労」欄の書類	□	□
就学		□在学証明書兼申告書★ □タイムスケジュール★ □就学内容のわかる資料（時間割表、パンフレット等）	□	□

※「★」マークの書類は、本市ホームページより様式をダウンロードしていただけます。
URL: <https://www.city.kobe.lg.jp/a65174/kosodate/shien/shinseido/shorui/youshiki.html>
※原則、証明書類は発行日から3ヵ月以内のものがが必要です。
※ひとり親世帯を除き父母のどちらについても必要です。
※育児休業に入る前から施設等利用給付認定(新2・3号)を受けて、預かり保育を利用している場合は無償化の対象となりますが、育児休業中の方の新規申込は無償化の対象外です。



〔様式ダウンロードページ〕

保育の必要性を認める事由

※ひとり親家庭を除き、父母どちらも該当する必要があります

保育を必要とする事由	状況
就労	保護者が就労している（継続して1か月あたり64時間以上の就労）
妊娠・出産	母親が出産前後である
疾病・障がい	保護者が病気やけが、または心身に障害がある
介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている（継続して1か月あたり64時間以上の介護・看護）
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている
求職活動	保護者が求職活動中である
就学	保護者が就学している（継続して1か月あたり64時間以上の就学）
その他	その他、上記に類する状況でお子様の保育ができない場合